

令和5年2月24日

各位

北名古屋市長 太田 考則

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

日頃は、市の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護等更新認定の取扱いについては、これまで、感染拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な場合においては、有効期間を12か月延長する臨時的な取扱いをしておりましたが、今後、下記のとおり臨時的な取扱いを終了し、通常どおり認定調査を実施いたします。

記

要介護・要支援認定の更新について、認定調査が困難な場合における有効期間を12か月延長する臨時的な取扱いは、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用します。

令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定調査を実施します。

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0568-22-1111

FAX 0568-26-4477